

基づいて地方公共団体におかれる教育行政委員会の一つで、その設置する学校その他の教育機関を管理し、その学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取り扱いに関する事務を行い並びに社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理し執行するいわゆる地方教育行政機関であります。歴史的に見ましても教育は国民に与える影響が大きいことと大であると思ひます。

さて、当市における教育に対する一般会計の割合は、昭和四十九年度決算によりますと二・二％であり、十一億四千五百二十五万七千円の巨費を執行し、当市の教育行政に対する意欲の一端がうかがわれるのでありますが、学校教育に関しましては改善事項が幾つか見受けられますので、以下質問をいたします。まず最初に、毎年、市立小中学校PTA連合会からお願い事項として教育委員会に、特に学校施設の改善あるいは備品の新設につきまして要望書が出されておりますが、このPTA連合会からのお願い事項を教育委員会ではどのような受け止め方をしているのか。すなわち昭和四十六年法律第百三十号として公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第二十

三条に教育委員会の職務権限として十九項目にわたって明確に教育に関する管理と執行についてうたわれているにもかかわらず、こうしたお願い事項が提出されなければ改善がなされないのかどうか。又教育委員会としてPTA連合会からお願い事項に対して、どのような見解を持っているのか答弁を求めるところであります。

次に学校の施設が、このお願い事項によりましてどの程度改善されたのか、昭和四十八年、四十九年そして五十年年度の過去三カ年にわたって具体的にお示しいただきたいと思ひます。

次に先ほども触れましたが、国民一人一人に対する学校教育の与える影響は大きいことと大であります。特に教育内容の充実と向上を図り一段と教育効果も高のるには教職員の指導技能の資質向上に負うところが大きいと思ひます。そこで当市における教職員の指導技能の資質向上のための施策はどのように行われているのか。又、当市教育委員会では新規採用の場合の教職員の人事行政に関してどのように行っているのか。又どのような見解を持てているのか。市長並びに教育長より適切な答弁を求めるところであります。(拍手)

○教育長（町田倍二君）
お答えいたします。

自席からお許しただきまして、ただいまの御質問に

まずPTAのお願い事項の關係でございますが、この關係につきましてPTAからそういうようなお願い事項が出されなければ施設改善をしないのかという御指摘でございますが、このPTAのお願い事項につきましては、すでに御承知かと存じますがPTA連合会の事業計画となっております。毎年こういう形でお願い事項が出されるわけでありまして、当市の教育委員会といたしましても、これを受けていろいろ検討しているんですが、お願い事項を出さなければ施設を改善しないのかという御指摘でございますが、決してそういうわけではございません。

今大きな問題としてPTAから出た問題につきまして、全体としてお願い事項とか各学校からお願する事項もございしますが、大きな問題といたしましては、昨年の例に準し上げますと校舎の破損箇所を早期に修理してもらいたいということがございますが、これらにつきましては逐次予算の範囲内でやっておりますし、特に一昨年ですが、一中の天井が破損しておりましたので、そういう關係につきましては処置をしております。特に大きな問題といたしましては校舎の増築の關係で四小と五小

と六小も校舎を増築してもらいたいというようなお願いがございします。この件につきましてはすでに御承知のとおり四小、六小につきましては五十年年度により増築も実施しているわけでございます。ただ五小につきましては、現在計画が途中でございまして特に特別教室が少なく、御不便をかけているわけでございますが、御承知のとおり第六小学区の区域につきましては、当初非常に児童数が伸びるというような予想でございした。意外と伸びませんで増築工事が延びているわけでございます。したがってある一定数の児童数に達しまして国の補助金等が対象になります。すれば全体計画の中でそういう特別教室の設置をしていかなければならないというふうになっております。

それから特にPTAの御要望で、学校とPTAの御要望でございますが、校庭の散水機とか校舎前の通路舗装、これにつきましても御承知のとおり大体半今程度が散水機も道路舗装も実施しております。これからもうそういう年度計画に基づきまして、予算の關係もございしますがこんなふうには実施していきたいと思っております。

一、細かい点につきましては担当の課長から御説明申し上げますが、PTA

の方からお願ひ事項が出されないものにつきまして修理やその他衛生につきまして鋭意努力をされているわけでありす。いずれにいたしましても一挙にやるといふことは非常な財政を必要といたします關係で、財政課と相談をいたしまして、学校にはそういう決心がかわらないように一層の努力をしてまいりたいと思つております。

それからもう一点の教育の指導技能の關係でございますが、これにつきましては、先生方教員が生徒の教育のための研修を積まなければならぬわけでございます。これは一般の職員にもいえることでございまして、当市といたしましては特に新任の教員の關係につきましては大體毎月一回ずつ新任教員の研修会を持ちまして、これは指導の主旨が中心になりまして、あるいは都の方から講師をよんできたりして、学校の教育としてのあり方、それから専門教科の研究につきまして毎月一回程度開催するわけす。特に一番重要なことは学校経営の研修会でございます。これは校長、教頭が学校経営をどういうふうにするかという研修でございます。それからこれらにつきましては校長、教頭が實際に研究しているわけでございます。それから学年・学級経営研究会、それから道徳研究会、それから教務連總會の研究会、それから養護の研究会、そういうような項目に基づきまして一順次

研究とし教員の資質の向上に努めているわけでございます。今後におきましてもそういう形でもって先生方の資質の向上に役立つようにがんばつていきたいと存じます。

それから教員の採用のことでございますが、御承知かとも存じますが基本的、原則的なことを申し上げますと、学校その他の教育機関の職員の採用につきましては、任命権者につきましては、これは本来は地方教育行政の組織及び運営に關する法律に基づきまして教育委員会が採用いたしまして任命を行うものでございますが、市町村の学校の職員、すなわち県費負担の職員につきましては、これは原則の例外といたしまして市町村学校職員給与負担法に基づきまして、給与その他を支給している都道府県教育委員会が任命の行爲を行つております。したがしまして市町村の学校の教職員の任命権者は都道府県教育委員会でございます。市町村には任命権限がないわけでございます。したがしまして新任教諭の採用につきましては都で行いまして市町村に配置されるわけでございます。

その新任教諭の先生方の採用でございますが、この件につきましては、毎年何人かの候補者が各市町村へ明示されますが、何人か教員を福生で選ぶ

場合は、当然その先生方の候補者が都の試験に合格し面接試験にも合格しておりますので、私どもは面談のやり方によって本人に聞いておりました、実際に福生に勤めていただく気があるか、あるいは日本全国から試験を受けておりますので通勤その他あるいは下宿等をして福生に通勤可能かというようなお話をして、そういうふうにならば内申をし、福生に配置していただいているわけでございます。大体新任教諭の点につきましてはある程度の選抜という用語弊もありますが、そういうようなことがやられます。

それから御参考申し上げますと、毎年四月になりますと教職員の人事異動が行われるわけでございます。この場合における都と市町村の関連について申し上げますと、市町村の教職員の任命行為は都の教育委員会が行うのでございまして、当然人事異動に関する方針が示されるわけでありまして、その方針に基づきまして人事異動がそれぞれ行われるわけでございます。

その方針が三つばかりございますが、御参考申し上げますと、第一といたしましては、地域地区間及び学校間の教職組織の貧富を是正するということ、が第一点でございます。これはどういうことかと申し上げますと、学校における教員

の横成等につきましては年齢とか性別それから教職員の経験年数あるいは教科の担当等において均衡がとれると申しますが、そういう方針で人事異動をしてよいということでございます。第二点といたしましては教員の定数の過剰、そういう学校がございましたり、あるいは逆にそういうような不足が生じるようなことがないようにという方針でございます。第三点といたしましては、福生にはちよつと関係ございせんが僻地や準僻地等の学校の教員組織の人事異動をすることということとあります。

以上三点が都の基本的な方針でございます。それでこの方針に基づきまして人事異動の対象事項が示されるわけでございますが、御参考申し上げますと、この対象事項の第一項は、十年以上引き続き現在校に勤務する場合で、本人が希望したときというのが第一点でございます。第二項といたしましては学校規模が縮小されたりあるいは学級等が減つてしまったために教員定数が過剰にならないようにすること。第三項は先ほど申し上げましたとおり、本人が希望する場合でございます。この場合は勤務年数が三年未満のものについては原則として認めないというふうになっております。

以上三項目が東京都の教育委員会の人事異動の対象の基本でございます。したがって市町村の教育委員会におきましては、都の教育委員会の異動方針並びに異動事項に基づきまして人事の内申事務を行っているというのが現状であります。

以上、雑駁な説明ではございますが、なおPTAの関係につきましても詳しい内容につきましては課長から説明を申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

○教育委員会庶務課長（内田和雄君） 小中学校のPTAの連合会から毎年お願い事項ということを出されております中で、四十八年度から五十年までの実施状況の件でございますが、まず四十八年度では全市的な立場からの共通事項ということで十一点が出されております。そのほか各学校から細かいものが出ておりますが、この共通事項から報告させていただきます。

まず一点は木造校舎、プレハブの解消ということで、これは当時四小に一つ図書室がございましたが、これは現在、四小を増築しておりますので全部解消しているわけでありまして、それから図書費の増額というのがございます。この図書費

につきましては文部省等におきましての各学校の生徒数、それらに基づきます学級数、それからそういうものに基づきましてのある一定の基準の図書数というのがございますが、当市におきましては、その図書数については基準を上回っているものと思っております。それでこれも毎年新刊が出ますので、それらについては予算を計上いたしましてその範囲内で購入しております。それから三番目としてテレビのカラー化というのがございますが、これは七小が新築された時点で、七小は全部カラー化でカラーテレビで実施しております。その後二小の調整卓が非常に古くなりましたので、これを取りかえてくれというようなことで、これは本年度です。五十年年度予算におきましてカラーの調整卓とカラーテレビ四台が二小に入っております。これもこの調整卓が非常に値段も張りますので、現在使っているものがまだ耐用年数もございますので、これらも見合わせながら今後も入れていく場合にはやはりカラーでなければいけないんじゃないかと思っております。それから校庭通路の舗装、これは現在、先ほど教育長からも御答弁申し上げましたが、順次、学校の状況等を勘案しながら実施していくということで四十八年度の要望は二小、三小それから一中、二中が実施されております。それから散

水機を設置ということ、これは一小、五小、七小、二小、三小が実施済みでございます。それから職員更衣室の設置ということ、一小、二小、三小を除くということ、とで一小、二小、三小はすでにできておりますので、それを除いた所でございまして、四小、七小、三小がその後実施されております。それから五小につきましては先ほども教育長からも申し上げましたが、今後の増築計画の中で実施していく、これは増築する場合、これだけをポツンとつくりましても増築との関係もございまして、その時にするとうふうな計画でございまして、それから冷暖房装置の改善ということ、これは現在四小を除いては冷暖房はございませんが、暖房等が古くなったのが一小、二小、一中、二小、これが非常に古くなっております。その中で特に二小の一機を自己負担で実施したんですが直しております。それから非常階段の設置の一小、四小、これはやはり増築計画、それから消防の建物に対します基準、それらがございまして、それらを勘案して実施しなければいけないわけですが、四小は現在増築しておりますので、その中に非常階段の設置というのはございまして実施しております。それから校舎内外の改修と塗装、これが二小、一中から特に要望が生まれて、先ほども教育長から申し上げ

ましたように四十九年度で一部実施しております。それから特別教室の増築、これは四小、五小でございまして、四小につきましては現在増築中でございまして、五小につきましてはやはり基準がございまして、予想する生徒数が伸びておりますので、基準等が出ませんので現在まだ実施しておりませんが、区画整理も順調に進み、これから生徒数もふえてくると思いますので、それらを勘案しながら実施する計画を立てていきたいと思っております。それから歩道橋の設置ということで、又内出交差点、トヨタ西東京カローラという場所でございますが、内出交差点は現在下水道工事、もしておりますし、それからトヨタ西東京カローラ、これは六小の裏にありますが、現在信号機等もつけましてそれを利用しておりますので歩道橋の設置はしてございまして、

それから四十九年度は六項目についての要望がまわっております。校舎の破損、倉庫の早急修理それから四小、五小、六小の増築、それから通路舗装及び散水機、設置、冷暖房の改善、図書館の整備充実、プールの循環装置、未設置校の解消、ということ、

校舎破損につきましては学校と協議し順次実施しているわけでございます。そ

れから四小、五小、六小の増築ですが、四小、六小につきましては本年度増築をしております。五小につきましては先ほど申し上げたようなことで基準がございまして、なかなか基準に達しませんので、現在まだ増築はしてございません。それから道路舗装及び散水機ですが、これは四十八年度でも申し上げましたように、順次実施しているわけでございます。それから冷暖房の改善というのがございしますが、これは本年度防衛庁に対しまして、特に暖房でございしますが、非常にもう古くなつたのもございしますので、本年度の防衛庁に対します要求の中に入れてございします。それから図書館の整備、これは各学校にあります図書館のいす、机等の補充、そのほか古くなったというようなことで、これも三小等から出しましたが、これは現状に合うような形でその都度実施しております。それからプールの循環装置未設置校の解消、これはいままで都の方において全額負担で実施できたんでございますが、最近この補助金について都の方は補助しないというようなことが出ました。そういう関係で未設置校につきましてはまだ実施してございませんが、未設置校は一小、二小、四小それから一中、二中でございしますが、現在まだ都との関係もございしますが計画はしてございません。

それから五十年年度、ここで出ましたものでは七項目でございします。校舎破損の残っているところの早期修理、それから道路舗装及び散水機の設置、冷暖房施設の改善、プール循環装置未設置校の解消、テレビのカラー化、映画、演劇等の公費負担、体育館の机、いすの補充、こういうふうな七項目にわたつてございします。

この中で本年実施しようということでは今度の当初予算に織り込んであるものは、校舎破損等につきましては、その都度学校と協議し補充しているわけですが、これも本年度はこのような形でやらせていただきたいと思います。それから通路舗装及び散水機の設置、これは本年、当初予算に織り込んでございます。それで通路舗装は四小の増築がここで終わりますので、それに基づきまして四小の前の舗装、それから散水機につきましては二カ所考えております。これは二小と一中を考えてございします。それから冷暖房の施設改善、これは先ほど申し上げたようなことで、現在防衛庁に対しまして改善のための補助金の要求は出してございします。それからプールの循環装置未設置校の解消でございしますが、これは先ほど申し上げましたようなことで都市との

関係もございますので、これらを協議して解消にもっていきたいと思います。
それからテレビのカラー化、これも先ほど申し上げましたように、今後調整卓等
が悪くなった時点では白黒でなくてカラーにかえていくというふうに出していき
たい。それから映画、演劇等の公費負担、これはいろいろいままでも出て
おりますが、これは本年度予算においてはまだ考えてございません。それから
体育館の机、いすの補充、これは各校百五十から二百のいすは入っております
が、そのほか会議等に机をとというようなお話でございます。これらも年に
数回ぐういの使用率ではないかということで、又実数についてはよく学校側とも
協議してまいりたいと思います。

以上、四十八年、四十九年、五十年の全市的立場からの共通種目のお願い
事項の中のことにつきましての説明を終わります。

○五番（森田治男君） 非常に大変細かく御説明いただきましてありがとうございます。
ました。

まず最初に、ただいま御説明をいただきましたPTAのお願い事項に関しま
して、私は、実は市長の口からですね、教育委員会についての内情を教えた

ようなつもりで、いま質問をしたわけなんですけれども、先ほど申し上げましたように
教育委員会の職務権限として十九項目にわたってうたわれているわけです。

いま入っていることはすべて……読んでもいいですけれどももちろん勉強されて
おられると思いますので一々読み上げませんけれども、とにかく十九項目にわたって
こういうことをすべきであるという職務権限があるわけです。にもかかわらずこ
うしたお願ひ事項が出なければ……出なければと言うと非常に又語弊が
あるかもしれませんけれども、これは大きな部類だけのものなんです。非常に
細々したことはこういうことは載せてないわけです。そういう意味で私は市長
に対して基本的にお聞きしたいんですけれども、ここ二、三年にわたって
社会教育の一環として市民会館あるいは学習等供用施設の建設に伴い
まして教育委員会の本来の仕事があるにもかかわらず、それらの事業完遂のた
めに教育委員会本来の仕事がおろそかになっているのではないかと考えられるの
であります。そこら辺を市長から一応お答えいただきたいと思ひます。

それから細々したことでは昭和四十八年、四十九年そして五十年といま非常
に細かく御説明をいただいたわけでありますけれども、毎年同じ内容のお願い

事項が出されている学校もあります。こういうことにつきまして教育委員会では適切に学校の方に説明をされているのかどうか、御答弁いただきたいと思ひます。それと同時に予算的にどのくらい必要としているのか。昭和五十年度のお願ひ事項の中から全校共通するお願ひ事項の七つの項目のうち五項目で結構です。上から五つで結構ですから、どの程度の予算が必要であるのか、見積もりなど取り寄せたことがあるのかどうか、御答弁をお願ひしたいと思います。

それから教職員の人事行政についてでございますが、ただいま教育長から御説明いただきました。都の教育委員会に任命権があるということよくわかりました。そういたしますと、いわゆる市町村の教育委員会におきましては任命権もない。しかし人事に対する行政権というものが若干あるんじゃないか。たとえばですが、ごく一部の中立的でないように思われるような教職員のために、福生の未来のためにと一生懸命努力されている教職員が、福生はもういやだというようなことのないような、そうした中立的でないように思われるような一部教職員に對しまして、教育委員会として何らかの措置が講ぜら

れるんじゃないかと私はこういうふうに思ふんです。私の調査したところによります

と地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第四十三条に市町村立学校の教職員の服務の監督についての規定がございます。市町村委員会は県費負担教職員の服務を監督するとありますけれども、こんなことも踏まえまして教職員の人事ということにつきまして再質問させていただきます。

○市長（石川常太郎君） 自席でお許しいただきます。

いろいろ他の仕事教育委員会にあるのでおろそかにやっているのではないかと、こういうことでございますけれども、十分課長も責任を持ちまして決しておろそかには考えていないということを申し上げます。

又PTAからのお願ひ事項でございますが、市といたしましては教育に差し支えのあるようなことは絶対しないわけでございますが、こういうお願ひがなくても、教育に差し支えるようなことは絶対いたさないつもりでございます。

○教育長（町田倍二君） 人事行政の面で再質問に對しましてお答え申し上げます。

なかなかむずかしい問題でございますが、中立的であるものということでございます。

ますが当然、教育は中立でなくてはならないわけでございます。したがって、平素私どもといたしましては、学校長を通じて教育に関しましては中立で仕事を続けてもらいたいということは平素言っております。又これは全國民全部そうですが思想とか信条の自由というのは憲法で保障されております。そういうことでそういう方の中には、思想的にいろんな思想をもっている方があります。それは憲法で保障されていることでございすし、又侵すことのできない問題でございます。したがって教育については、ぜひ一つ中正で中立でもって教育をしてもらいたいということは常々申し上げている次第でございます。したがってこの点につきましては都の方とも十分協議をいたしまして、当市の教育に一生懸命努力してくれる先生が配置できますように、いままでも一生懸命努力してまいったんですが、その点につきましても今後一生懸命そういうふうな中正の精神で教育が実施できますような背景ができますように努力をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○教育委員会庶務課長（内田和雄君）　　お願い事項の五十年度に出されま

したものの見積もりでございますが、これは私どもなりの積算でございますが、いままでの経験それらで出したものでございますが、この中で校舎破損箇所というのは、これはその都度出た場合には修理費ということで実施しております。これは幾らという金額は出ておりません。あと二番目の通路舗装、散水機、これは通路舗装につきましては四小、五小、六小、七小、三中がまだ実施してございせんが四小、六小につきましては現在増築中でございすので、又これを校庭をやりましても、又変えていかなければならないというような問題もございましてまだ実施しておりませんが、大体四小、五小、六小、七小、三中で大体一カ所が百五十万程度ではないか、これが全部やった場合には大体七百五十万円ぐらいかかるんではないか。それから暖房の取りかえというのがございす。これは現在防衛庁に對しまして一校、二校それから一中、二中の暖房機が約十年たつておりますので、これらの取りかえをお願いしてございす。これが見積もりで約七千六百万円程度かかるのではないか。それからプールの循環装置未設置校ですが、これが一校、二校、四校それから一中、二中がまだついておりません。大体八百四十六万程度はかかるのではないかと考えております。これが四千二百